

# 第5回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和5年10月31日（火曜日） 開始 15:00 終了 17:00  
会 場 串間市役所3階大会議室

## 出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦  
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）  
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘  
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

## 欠席農業委員 0名

## 出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸  
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博  
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎  
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

## 欠席推進委員 0名

## 議事録署名委員 13番 堀口 宗幸、19番 松田 富夫

議事日程 第1 報告（解約） 農地法第18条第6項の規定による届出について  
第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第3 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
第4 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
第5 議案第27号 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）  
第6 議案第28号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）  
第7 議案第29号 農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）  
第8 議案第30号 農用地利用集積等促進計画の要請について（再配分）  
第9 議案第31号 串間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一  
調整係長 内田 葵 主任主事 日高 俊太郎 主 事 野邊 恵利菜

議長（1番）

ただいまから、第5回農業委員会定例総会を開催いたします。  
本日の出席委員は『農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名』でございます。  
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（1番）

**議事録署名委員の指名**

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。  
議事録署名委員は、  
13番 堀口 宗幸 委員  
19番 松田 富夫 委員 をお願いします。

議長（1番）

**報告：農地法第18条第6項の規定による届出について**

ただちに議案審議に入ります。  
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。  
今回の合意解約は5件でございます。内容といたしましては、耕作者変更、賃借人の申し出が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（1番）

**議案第24号：農地法第3条の規定による許可申請について**

次に議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から3番の3件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請は、受付番号1番から3番の所有権移転に関する3件であります。

事務局

事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、

1号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況、労働力、技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合

3号) 今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること

4号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合

5号) 今回の申請農地を、転貸しようとする場合

6号) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であります。

今回の許可申請受付番号1番から3番の3件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長 (1番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より受付番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人は高齢で管理できないため受人と売買し、受人は申請地にWCS用稲を作付けする計画です。受人世帯においては、毎年水稻とWCS用稲を作付けしており、農業従事状況については、兼業農家である本人は40日であります、父80日、祖父200日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は水稻や飼料が作付けしてありますが、農薬の使用方法等については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、受付番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 (1番)

次に2番について、8番委員より説明をお願いします。

8 番委員

議案第 2 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号 2 番の所有権移転に関する 1 件でございます。2 番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため規模拡大する受人と売買し、水稻を作付けする計画です。受人世帯においては、毎年水稻と飼料の作付けを行っており、農業従事状況についても本人が 1 2 0 日、子供が 3 0 日、常時雇用者が 2 名いるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は水稻地帯であり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも積極的に参加されるため何も問題ありません。申請地の隣接地は受人の所有地でありますので、集約化による農地利用の最適化が図られるものと考えます。以上、受付番号 2 番の所有権移転の 1 件を調査しましたが、農地法 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 3 番について、9 番委員より説明をお願いします。

9 番委員

議案第 2 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号 3 番の所有権移転に関する 1 件でございます。3 番につきましては、渡人の規模縮小に伴い、受人が申請地で果樹を栽培したく購入するものです。申請地には、レモン 1 2 本とイチジク 5 本を作付けし、全ての農地を効率的に利用する計画でありますので、全部効率要件を満たしております。また、労働力については、本人が 2 0 0 日、妻が 1 0 0 日、長男が 6 0 日、二男が 1 0 0 日の従事計画であり、機械保有については、草刈り機や噴霧器を所有し、技術面においても既にレモン・イチジク・ぶどう等の果樹栽培をされていますので問題ないと考えます。申請地の周囲は、北側は市道、東側・西側は宅地、南側は水路で面的集積には影響はなく、地域計画の作成にあたり、現在の「人・農地プラン」のエリア外であるため問題ありません。また、農薬の使用方法についても地域の防除基準を遵守し、定期的な草刈り作業を行うとのことですので何も問題ありません。以上、受付番号 3 番の 1 件について調査しましたが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 2 4 号、申請 3 件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 2 4 号、申請 3 件を決定してよろしいでしょうか。

( 異議なしの声 )

議長 ( 1 番 )

異議なしということですので、議案第 2 4 号、申請 3 件は許可することに決定いたします。

**議案第 2 5 号：農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について**

議長 ( 1 番 )

次に議案第 2 5 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、受付番号 1 番と 2 番の 2 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 2 5 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請、受付番号 1 番と 2 番の所有権移転に関する 2 件について説明します。

農地法第 4 条第 6 項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1 号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1 号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2 号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3 号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

4 号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号 1 番と 2 番の 2 件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第 2 種農地」に区分されますので、農地法第 4 条第 6 項第 1 号ロには該当しておりません。

したがって、事務局により申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号 1 番と 2 番の 2 件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たしていると思われま。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 ( 1 番 )

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2 5 番委員より受付番号 1 番と 2 番の 2 件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

25番委員

議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番と2番の2件でございます。まず、1番については、申請地は周辺の山林化に伴い農地の利用が困難となったことから、申請地には昭和22年頃に杉を植林されており、今後は山林として管理していくため、始末書添付で申請されています。申請地図面の1ページから4ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水はこれまでどおり自然浸透ですので土砂流失等の影響はないと思われます。次に2番については、申請地は鳥獣被害も多く、農地としての利用が困難となったため、杉を植林し今後は山林として管理していく計画です。申請地図面の5ページから7ページをお開きください。申請地の北側・東側は道路、南側は山林、西側に農地が隣接しておりますが、境界には畦畔が設置済みであり、境界より2mの間隔をあけて植林し影響がないように対策することです。また、雨水は自然浸透で土砂流出等の影響はないと思われます。以上、受付番号1番と2番の2件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、2件すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより議案第25号、申請2件について質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
議案第25号、申請2件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第25号、申請2件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

**議案第26号：農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について**

議長（1番）

次に議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番から5番の5件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、受付番号1番から5番の所有権移転に関する5件について説明します。

農地法第5条第2項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実に認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番から3番、5番の4件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項第1号ロには該当しておりません。

次に、受付番号4番の1件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではありませんが、農地法第5条第2項第1号ロにあります、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える「第1種農地」であることから不許可の事由に該当することになります。しかし、受付番号4番の1件については農地法施行令第11条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号にあります「住宅その他の申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続するもの」にあたることから、申請地は「第1種農地」であります。不許可の例外に該当しています。

したがって、事務局により申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番から5番の5件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より受付番号1番から3番の3件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2番委員

議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番から3番の3件でございます。この3件については、受人が同じでありますので一括して報告いたします。

2 番委員

受法人は、木材・製材業を営んでおり、土場が不足しているため、申請地を資材置場として利用したく申請されたものです。申請地図面の 8 ページから 15 ページをお開きください。受付番号 1 番の北側には農地があるため境界から 1 m の距離を置き、砂利を敷き利用する計画です。受付番号 2 番の 1 筆と 3 番についても砂利を敷き利用しますが、北側と南側にはブロック塀がすでに設置されています。また、隣接農地より高い位置にあるため、日照対策として境界から 2 m 間隔をあけ資材を置く計画です。受付番号 2 番の 1 筆については、農地と隣接する箇所に畦畔を設置し転圧して利用とのことです。3 件の申請地において、雨水はすべて地下浸透で問題ないと思われ、転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれはないと考えます。以上、受付番号 1 番から 3 番の 3 件について調査しましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、3 件すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 4 番について、1 2 番委員より説明をお願いします。

1 2 番委員

議案第 26 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号 4 番の 1 件でございます。4 番につきましても、受会社は解体業の事業拡大により、会社に隣接する申請地を駐車場及び資材置場として利用したく申請されたものです。申請地図面の 16 ページから 19 ページをお開き下さい。申請地にはクラッシュランを敷き雨水は自然浸透であります。河川がある西側に排水勾配を確保する計画です。隣接農地がある南側は土羽打を行い、仕上がり面上部は畦畔等の対策をする計画でありますので土砂流失等の影響はないと考えます。以上、受付番号 4 番の 1 件について調査いたしましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 5 番について、1 1 番委員より説明をお願いします。

1 1 番委員

議案第 26 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号 5 番の 1 件でございます。5 番につきましても、建築工事・運送業を営む受会社が従業員の増員により駐車場スペースが不足しているため、会社に隣接する申請地を駐車場として利用したく申請されたものです。申請地図面の 20 ページから 23 ページをお開き下さい。申請地に隣接する農地はなく、十分に転圧を行い、雨水についても自然浸透で何も問題ないと思われれます。以上、受付番号 5 番の 1 件について調査いたしましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより議案第26号、申請5件について質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
議案第26号、申請5件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第26号、申請5件は許可相当としますが、受付番号1番から3番の3件は事業面積の合計が30アールを超えますので、農地法第5条第3項の規定に基づき宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また、4番と5番の2件は、意見を付して県へ副申いたします。

#### **農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案**

議長（1番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前にあらかじめ市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局

農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に改正され、「農用地利用集積計画」が「農用地利用集積等促進計画」へ変更されましたが、農業経営基盤強化促進法附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条各号により、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるため、令和5年10月分も引き続き農地利用集積計画の審議をお願いします。それでは令和5年10月分につきましては、串間市長より令和5年10月23日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第27号、所有権移転が1件、面積が1,078㎡、議案第28号、利用権設定が7件、面積が9,415㎡でございます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

**議案第 27 号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）**

議長（1 番）

議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号 1 番の 1 件審議に入りますが、当該議案は 2 番委員に関する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ 2 番委員 退室 ）

議長（1 番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第 27 号、受付番号 1 番の 1 件について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号 1 番について説明します。

「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、第 1 号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること

第 2 号イ）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第 2 号ロ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号 1 番については、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7 番委員より受付番号 1 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7 番委員

議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号 1 番の 1 件を報告します。1 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 18 条

7 番委員

第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号 1 番の 1 件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 27 号、申請 1 件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 27 号、申請 1 件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 27 号、申請 1 件は承認し市へ通知いたします。  
暫時休憩します。

（2 番委員 入室）

#### **議案第 28 号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）**

議長（1 番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、受付番号 1 番から 7 番の 7 件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分は受付番号 1 番から 7 番の 7 件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第 27 号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまふ。また、受付番号 2 番と 4 番については所有者死亡により、相続人代表での申請となつて

事務局

おります。渡人である所有者が死亡している場合には、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定により、所有権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。ただし、契約期間が20年を超えない利用権設定の場合には、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られていれば足りることとなっております。受付番号2番と4番につきましては、契約期間が20年を超えておらず、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られているため、該当要件を満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、8番委員より受付番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員

議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の調査区域は受付番号1番の1件になります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番について、10番委員より説明をお願いします。

10番委員

議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の調査区域は受付番号2番の1件になります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の調査区域は受付番号3番の1件になります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番について、24番委員より説明をお願いします。

24番委員

議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の調査区域は受付番号4番の1件になります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（1番）

次に5番について、27番委員より説明をお願いします。

27番委員

議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の調査区域は受付番号5番の1件になります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（1番）

次に6番と7番の2件について、26番委員より説明をお願いします。

26番委員

議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の調査区域は受付番号6番と7番の2件になります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第28号、申請7件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第28号、申請7件を承認してよろしいでしょうか。

( 異議なしの声 )

議長 ( 1 番 )

異議なしということですので、議案第 28 号、申請 7 件は承認し市へ通知します。

**議案第 29 号：農用地利用集積等促進計画の要請について (新規)**

議長 ( 1 番 )

次に議案第 29 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、受付番号 1 番から 6 番の 6 件を議題といたしまして審議を行います。  
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 29 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、受付番号 1 番から 6 番の 6 件について説明します。

「農用地利用集積等促進計画の認可要件」につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項、

第 1 号) 農用地利用集積等促進計画の内容が、宮崎県の定める基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること

第 2 号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第 2 号ロ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号 1 番から 6 番の 6 件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしていると思われま

す。また、受付番号 4 番と 5 番の 2 件については、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 4 号の規定により、所有権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。ただし、契約期間が 40 年を超えない貸借権の設定の場合には、所有権を有する者の 2 分の 1 を超える同意が得られていれば足りるとなっております。受付番号 4 番と 5 番の 2 件につきましては、契約期間が 40 年を超えておらず、所有権を有する者の 2 分の 1 を超える同意が得られているため、該当要件を満たしていると思われま

す。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、１０番委員より受付番号１番から６番の６件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

１０番委員

議案第２９号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号１番から６番の６件を報告します。この６件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第２９号、申請６件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第２９号、申請６件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第２９号、申請６件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

**議案第３０号：農用地利用集積等促進計画の要請について（再配分）**

議長（１番）

次に議案第３０号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、受付番号１番から１１番の１１件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第30号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、受付番号1番から11番の11件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第29号で説明いたしました、「農用地利用集積等促進計画の認可要件」であります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしていると思われま。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、10番委員より受付番号1番から11番の11件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

10番委員

議案第30号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の受付番号1番から11番の11件を報告します。この11件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第30号、申請11件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第30号、申請11件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第30号、申請11件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

**追加議案第31号：串間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について**

議長（1番）

次に追加議案第31号、串間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について、議案といたします。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

追加議案第31号、串間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について、ご説明いたします。追加議案書をご覧ください。

まず、提案理由につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定に基づき、串間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を変更するものです。提案内容といたしましては、串間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うと定められております。当指針においては、農業委員会等に関する法律の一部改正（令和5年4月1日施行）に伴い各項目の一部変更を行っているため、今回の見直しについては具体的な目標値の再設定を中心に見直しを行うものであります。農業委員会等に関する法律の一部改正内容につきましては、議案書記載条文の二重下線の部分であります。第7条第1項第2号並びに第3号及び第2項の項目が追加されることに伴い、当指針における目標達成状況の評価方法及び「地域計画」の目標を達成するための農業委員会の役割等について、令和5年3月30日の定例総会において、指針に追加する議案を審議決定いただいております。

今回の見直しにあたりましては、総会前に開催しました各専門部会におきまして、指針の検証並びに目標値の再設定、推進方法等について協議をいただき、変更内容の承認を得ましたので、今回議案として提出したところであります。

それでは、専門部会での協議結果を報告いたします。

まず、第1基本的な考え方並びに第3「地域計画」の目標を達成するための役割については、先ほど説明しましたとおり、令和5年3月30日に見直しが実行されておりますので、別段意義なく承認されています。

次に、第2具体的な目標、推進方法及び評価方法の見直しについては、項目ごとに説明いたします。

まず、遊休農地解消対策部会で協議いただきました遊休農地の発生防止・解消につきましては、専門部会資料1ページと2ページをご覧ください。検証結果としましては、遊休農地の面積は、令和2年53.1haと令和5年39haを比較し約14ha減少しているものの目標達成（約66%）には至らなかったところです。これまで再生可能な農地については、地域の担当委員が積極的に解消指導を行ってまいりましたが、悪条件（湿田・狭小等）の農地や所有者が市外在住・未相続等により耕作できない状況も発生しております。今後におきましては、再生可能な農地と再生困難な農地を判別し、非農地判断も含め検討していく必要があります。これを受けて目標の再設定につきましては、新規発生については、解消事業等を活用した早期解消指導を図り、現在の遊休農地39haの黄色区分については、該当地の環境や周辺地域の状況等を踏まえ、解消のための工程表を策定するとともに、今後耕作が困難な農地については再生困難な農地（赤区分）に移行し、非農地判断も

検討するとしております。この方針のもと令和5年度利用状況調査において、黄色区分の1割程度が特に条件不利地と判断しており、今後、赤区分への移行や非農地判断の実施も考えられることから、令和4年度実績の1割解消を目標値とすることでご提案いたします。また、遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法につきましては、特に変更及び追加等の意見はなかったため、引き続き3項目での推進といたします。

次に、農地集積対策部会で協議いただきました担い手への農地利用の集積・集約化につきましては、資料5ページと6ページをご覧ください。検証結果としましては、集積面積については、令和2年の1,046haと令和5年の1,195haを比較し約149ha増加しているものの目標達成(約95%)には至らなかったところです。これまで関係機関と連携しながら農地中間管理事業等の活用や未契約農地の解消等に取り組んできましたが、新たに国のガイドラインによる最適化活動の成果目標(集積80%以上)の数値目標が示されたところであり、今後におきましては、地域計画及び目標地図の素案作成に伴う農業委員会の積極的な関与(協力)が、担い手農家への集積・集約化につながるものと考えます。この状況を踏まえ目標設定については、最適化活動の目標設定で示されているとおり、「農業委員会は、指針において令和4年度以降の農地の集積に係る目標を80%以上に設定するものとする。」とあり、また、令和5年9月27日に一部改正された串間市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」においても、令和8年度目標に集積率が80%に見直されたところであり、当指針においても耕地面積の80%の集積目標でご提案いたします。また、参考として記載しております「担い手の育成・確保」の令和8年目標値につきましては、串間市農業振興基本計画の担い手数の目標(令和7年)を参照としたところであり、なお、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法につきましても、特に変更及び追加等の意見はなかったため、引き続き5項目での推進といたします。

次に、農業委員会業務対策部会で協議いただきました新規参入の促進につきましては、資料9ページと10ページをご覧ください。検証結果としましては、新規参入者数については、地域おこし協力隊制度を活用した2名の就農実績となっています。これまで串間市農業振興課と連携しながら新規就農フェア等の参加による情報収集や農地あっせん等により、新規就農者へのフォローアップに努めてきております。今後につきましても、関係機関と連携しながら、意欲と能力のある新規就農希望者に対しては献身的な支援を行うとともに、大規模な集積等が見込める企業参入においても積極的に促進していく必要があります。目標設定においては、現状の新規参入希望者の状況を踏まえ今後見込まれる就農予定者等を想定し、個人では4人の取得面積4ha、法人では1法人の取得面積3haでご提案いたします。また、新規参入の促進に向けた具体的な推進方法につきましても、特に変更及び追加等の意見はなかったため、引き続き4項目での推進といたします。

以上が、3部会において協議された指針の変更(案)でございますが、農業委員会等に関する法律第7条第3項において、指針を変更する際は農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないと規定されていますので、推進委員及び農業委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明は、お聞きのとおりでございます。本日、開催されました各専門部会において、部会委員の皆さんには、目標指標及び具体的な推進方法を協議され、承認を受けた内容を事務局より一括して説明させたところです。それでは、農業委員会等に関する法律第7条第3項に基づき、農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をお聴きしたいと思います。意見はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。串間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について、各専門部会で承認された内容に変更することに、決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、串間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は、本日、令和5年10月31日付けで変更いたします。また、この指針は農業委員会等に関する法律第7条第4項の規定に基づき、市公式サイトにて公表いたします。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。以上を持ちまして、第5回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和5年10月31日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

13番 堀口 宗幸

19番 松田 富夫